神戸市看護大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。 2021年7月20日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学学則第1号

神戸市看護大学学則の一部を改正する学則

神戸市看護大学学則(2019年4月学則第1号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
(地域連携教育・研究センター)	_(いちかんダイバーシティ看護開発セ
	<u>ンター)</u>
第5条 本学に、地域連携教育・研究セ	<u>第5条 本学に、いちかんダイバーシテ</u>
<u>ンターを置く。</u>	<u>ィ看護開発センターを置く。</u>
2 地域連携教育・研究センターに関し	2 いちかんダイバーシティ看護開発セ
必要な事項は、別に定める。	ンターに関し必要な事項は,別に定め
	<u>る。</u>
(職員)	
第6条略	
2 本学に事務局長,学生部長及び図書	,図書情
情報センター長を置き、必要に応じ、	報センター長及びいちかんダイバーシ
副学長を置くことができる。	<u>ティ看護開発センター長</u>
3 略	
(学長等の職務)	
第7条略	
$2\sim5$ 略	
	<u>6</u> いちかんダイバーシティ看護開発セ
	<u>ンター長は,いちかんダイバーシティ</u>
	看護開発センターに関する所掌事務を
	掌理する。

附則

この学則は、公布の日から施行し、2021年4月1日から適用する。